平成27年度岡山県食の安全・食育推進協議会議事録

(食の安全・安心)

平成27年7月30日

	1,027 + 7,1000
) 発言者	発言内容
議事(1)	岡山県食の安全・食育推進施策の実施状況について
座長	それでは、議事の(1)岡山県食の安全・食育推進施策の
	実施状況について、まず、食の安全、その後、食育について
	説明をお願いします。
生活衛生課	食の安全・安心推進施策実施状況について説明(資料-1)
座長	おおまかな内容は皆さんにご理解いただけたかと思います
	が、以前送付されていた監視指導計画を読むと、このような
	資料はより分かりやすいと思います。
	分かりにくかった言葉なども含め、ご意見やご質問等を出
	していただきたいと思います。
	質問の例えとして、ちりめんに子ふぐが入っていた話があ
	りましたが、どこでどのくらいの割合で入っていたのか。
生活衛生課	主には、県外で生産されたものが県内で流通していたとい
	うことでございます。
座長	県内でも流通していたのですね。
	このような感じで質問をしていただければと思います。
	2ページにある GAP の推進とありますが、ご存知ない方が
	いらっしゃるかもしれませんので、GAP についてご説明をお
	願いします。
農産課	農業生産工程管理ということで、Good Agricultural Practice
	の頭文字をとって GAP となっております。
	生産段階における生産工程の記帳をしっかり行ったり、農
	薬を間違って使わないよう区分して管理したりしているもの
	で、安全な農産物ができるように、農業者自ら考えながら、
	みんなで改善を図っていこうというものです。
座長	加工食品の HACCP に相当するものと思ってよろしいでし
	ょうか。
農産課	そうですね。
座長	その他、質問をお願いします。
	また、補足するべきことがあればお願いします。
委員	鳥インフルエンザの養鶏農場立入やモニタリング検査の目
	標値について、平成26年度よりも平成27年度の方が下が
	っているのはどうしてでしょうか。
	農場全数ではなくピックアップして目標設定しているので
	しょうか。

	·
畜産課	鳥インフルエンザの検査等については、定点的に行うもの
	と2~3年に一度ランダムに対象を決めるものの2種類があ
	り、年によって若干の変動がございます。
委員	結果の中に、岡山市・倉敷市を含むと書いてあるものが所
	々にありますが、書いていないところは含まないということ
	でしょうか。
	何か意味があるのでしょうか。
生活衛生課	岡山市については政令市であり、倉敷市については中核市
	ということで、それぞれ保健所をお持ちです。
	そのため、岡山県内には、県が所管するもの、岡山市が所
	管するもの、倉敷市が所管するものの3つの区分があります。
	岡山市・倉敷市を含むと書いてあるものは岡山県全体のも
	の、書いていないものは県だけのものとして見ていただけれ
	ばと思います。
委員	リスクコミュニケーターとは、どのような方がどういった
	ことをされているのでしょうか。
生活衛生課	一般のボランティアの方と食品衛生協会の食品衛生指導員
	の方にご登録をいただいております。その合計が約230名
	でございます。
	一般の方につきましては、以前、岡山県で実施した食の検
	定で上位合格された方の中から、事業に参加してもよいとご
	理解をいただいた方にご登録をいただいております。
	食品衛生指導員につきましては、あて職となりますが、同
	意をいただきまして参加いただいております。
	岡山県が最終的に目標としておりますのは、リスクコミュ
	ニケーターの方が自主的に地域のリスクコミュニケーション
	事業を推進していくことであり、現在、リスクコミュニケー
	ターの方の養成研修等を行っているところでございます。
	また、一部では、リスクコミュニケーターの方が独自に研
	修会を開催されて、県が支援を行っているものもあります。
委員	ボランティアの方というのは検定を受けた方だけなのでし
	ょうか。県が決めた人だけなのでしょうか
座長	そうではないけれども、生活衛生課が当初の人数を確保し
	ているということでしょう。興味のある方はだれでもなれる
	ということでしょう。
生活衛生課	そうでございます。立上げの時が検定を受けた方から選ば
	せていただいたということでございます。
座長	その他はどうでしょうか。
	表示のことについて質問がありませんが、食品表示法が施
	行されて、これは JAS 法と食品衛生法と健康増進法に係るも

	のと思いますが、県の組織的なことはどうなっているのでし
	ょうか。
生活衛生課	食品表示法は、消費者庁が一括して所管しておりますが、
	県の体制は、従前通り、それぞれの法に基づいた関係部署が
	対応することとしております。例えば、食品衛生法に関連す
	る表示については生活衛生課、健康増進法については健康推
	進課で所管しており、現実的には統一されていない状況とな
	っております。従って、ご相談いただいた場合には、各担当
	が対応しますので、ワンストップになっていない状況であり
	ます。
座長	そうすると、今問題になっている機能性食品については、
	健康増進法に関係していると思いますが、一般の方が相談す
	る場合はどこになるのでしょうか
生活衛生課	一般の方の窓口は、基本的には保健所保健課になっており
	ます。
座長	他にご質問はありませんか。
	食品表示については、一時期大変問題になり、日付の問題
	などがありました。そのような中、新しい表示法というもの
	が出てきており、皆さん混乱されているのではないかと思い
	ます。
	整理をして広く県民に伝えていけるようにしていただけれ
	ばと思います。
	また、機能性表示食品については、表には出てきていませ
	んが、これから多く出てくれば、質問したいような内容もあ
	ると聞いております。ぜひ、スムーズな対応をいただきたい
	と思います。
	他にはいかがでしょうか。時間があればまだまだ質問が出
	ると思いますが、ひとまず、次に食育について健康推進課、
	農林水産部、保健体育課、生涯学習課からお願いします。

平成27年度岡山県食の安全・食育推進協議会議事録 (概要)

(食育)

平成27年7月30日

	十八五十十八日日
発言者	発 言 内 容
議事1-2	岡山県食の安全・食育推進施策の実施状況について(食育)
座長	食育推進に関する施策について説明を求める。
健康推進課	食育推進施策実施状況について説明(資料2)
	No. 1 朝食毎日きちんと食べよう大作戦
	No. 4 健康づくり普及事業
	No. 5食育サポート事業
	No. 7 おかやま食育推進協賛事業
	No. 12噛ミング30運動
	No. 15食環境整備事業「栄養成分表示の店」登録事業
畜産課	No. 17学校給食用牛乳供給事業
農産課	No. 19農業体験教育推進事業
農政企画課	No. 20地産地消の推進
保健体育課	No. 8, 9, 13職員の研修
	No. 10栄養教諭を中核とした食育推進事業
生涯学習課	No. 2 「ぱっちり!モグモグ!」生活リズム向上キャンペーン
座長	質疑・応答を求める。
委員	子どもの食事アンケートは、朝食の摂取状況のみを聞いたもの
	か。
健康推進課	そうである。
委員	倉敷市の食育支援システムについて、西阿知小学校の成果は?
保健体育課	(システムの説明。結果用紙が作成できる。)
	学校内だけでなく、家庭に持ち帰るようにし、保護者に伝わる
	ようにしている。朝食を食べることの大切さなどが伝わってお
	り、成果は充分出てきていると感じている。しかし、1校だけ
	では評価できないので、今年度、複数校で検証する。また、ど
	のように使えば、より高い効果を得られるか検討していきたい
	o

発言者	発 言 内 容
委員	・岡山市の朝食摂取調査では、朝食が食べられない理由として
	、「朝食の準備ができていない」が10%ある。
	朝食については、小学校からでは遅い。小さい頃からやってい
	く必要性を感じている。
	・栄養教諭の配置が増えてありがたい。土曜授業では、保健(
	食育)の授業も実施している。父、祖父母の参加も得られてい
	る。いろいろな取組を続けているが、家庭の取組には差がある
	0
	・学校給食用牛乳供給事業について、今年度から、パックから
	ビン入り牛乳になった。運ぶのに重いなど、安全の面から心配
	しているので、事前に相談して欲しい。
畜産課	学校給食用の牛乳は、入札で価格と業者を決めることになって
	いるが、学校ごとに入札の前に、納入の形等の要望について事
	前の調査をした後、エリア毎に入札を行っている。
	入札は毎年行うので、解決すべき課題があれば対応させていた
	だく。今後ともよろしくお願いしたい。
座長	食育は、生産から流通まで、つながっているものと感じた。今
	後も、問題点等を見つけてほしい。

平成27年度岡山県食の安全・食育推進協議会議事録

(その他)

平成27年7月30日

	1,02,7 + 7,7,100 1
発言者	発 言 内 容
議事 2 一①	食品表示法施行後の対応について
座長	引き続きまして、議事2のその他といたしまして、まず、
	食品表示法施行後の対応についてくらし安全安心課からご説
	明をお願いいたします。
くらし安全安心課	食品表示法施行後の対応について説明(資料-3)
座長	何かご質問はございませんか。
委員	機能性表示食品について、安全性及び機能性に関する科学
	的根拠は、学術論文等で示されるようですが、一般消費者に
	とって分かりやすいものなのでしょうか、それとも難しいも
	のでしょうか。
くらし安全安心課	消費者庁や業者のホームページに根拠が公開されています
	が、それを読んで安全性や機能性について判断できるかは難
	しいところがあると思われます。
委員	私もそこが気になっているところです。どこまで安心でき
	るのか、消費者が妥当性を判断できないものが出てくるので
	はないかと思います。
	また、品物自体の安全性は担保されているのかといったこ
	とは一般に表示されているのでしょうか。
くらし安全安心課	食品の安全性につきましては、当然、食品衛生法などで管
	理されているものと考えております。
委員	アレルギーや病気が出ないといった成分などは表示でチェ
	ックできるのでしょうか。
座長	少なくとも私が知る限り、成分表示やアレルギー表示はし
	なければならないと思います。
	また、科学的根拠に責任が持てるかということについては、
	科学者が研究して、何かに効果があるという書き方はできま
	世んが、よくなるかもしれませんという程度のものはあるで
	しょう。しかし、それをどこで書いているかもわかりません
	し、それがいいとも、しっかりした論文かもわかりません。
	いい加減な学者だから、あてにしない方がいいと思うかどう
	かだと思いますが、そこが難しいところだと思います。
	食品は薬事法とは区別されますので、薬効はうたってはい
	けません。その中でも、機能性を表示するので、テレビでや
	っているような「個人の感想です」という程度のものと考え
	ればよいと思います。いい加減なものが出てこないとは限り

	ませんので、そういったものを何とかしたいというのは、科
	学的根拠の出所だと思います。私の知る限りですが。
	他にございませんか。
	表示の監視というのは、県ではどのようにお考えですか。
生活衛生課	監視については、通常、製造業者に計画的に立入を行いま
	すので、最終製品のチェックをして表示違反の有無を見てい
	ます。
	また、実際に販売をしているところへ保健所、場合によっ
	ては農政局と合同で立入を行い、それぞれの担当がそれぞれ
	の所管する法律について違反がないかチェックしておりま
	す。
	製造業者から表示に関する相談を数多く受けますので、適
	切に対応しており、担当が異なる場合は担当者をご紹介して
	います。
座長	表示ウォッチャーがいたと思いますがどうでしょうか。
くらし安全安心課	現在では、表示ウォッチャーは設けておりません。
座長	他にありませんか。
	それでは、ここまでといたしまして、続いて食育ガイドに
	ついてご説明をお願いします。
議事 2 一②	「子育て真っ最中にあなたに贈るわくわくもぐもぐ★食育ガ
	イド」について
健康推進課	「食育ガイド」について説明。
	ガイドは、市町村の乳幼児健診の指導の場面、保育所等で
	の食育、栄養委員の活動等で活用いただいているところであ
	る。
	委員のみなさんの中で、乳幼児期を対象とした取組でガイ
	ドを活用できる機会があれば、健康推進課までお声かけいた
	だきたい。
	今年度には、高齢期を対象とした「食育ガイド」を作成す
	ることとしている。
議事 2 一③	「晴れの国33プログラム」について
座長	「晴れの国33プログラム」について、説明を求める。
健康推進課	「晴れの国33プログラム」について、説明。
	委員のみなさん中で、プログラムを活用できる機会があれ
	ば、健康推進課まで、お声かけいただきたい。
座長	質疑・応答を求める。
委員	・食事だけでなく、運動も大事。「通勤を運動に使う」とい
	う習慣(ライフスタイル)を提案したい。通勤手当を「徒歩
	や自転車で通勤する人に支給する」ように県が方向転換して

	はどうか。
	・日本食に牛乳を飲むのは、カルシウム不足が原因なので、
	事業を継続してほしい。
健康推進課	ご意見、ありがたい。日常の生活に密着したアイディアを出
	していきたい。
座長	議題にはありませんが、食中毒注意報のチラシについて、
	何かご説明はありませんか。
生活衛生課	チラシの内容(主に豚の生食禁止について)について説明
座長	これで、議題は全て終了いたしましたが、委員方々から何
	かございますか。
	ないようですのでこれで終わりたいと思います。
	ありがとうございました。